

京都市告示第278号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和6年7月10日

京都市長 松井 孝治

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 S t r a i g h t	短期入所	ストレイト・フ ローネル 2610201358	京都市北区小山中 溝町31アーバン 紫園302号	令和6年6月30日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)